

県南広域振興局長告示第 120 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1(1) 名称 花巻市太田休猟区

(2) 区域 花巻市地内の主要地方道花巻衣川線と市道山根柴林線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を西に進み市道関上場幹線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道関上場中 6 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み寒沢川林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み国有林岩手南部森林管理署 505、509、512、514、516、515、518、519 林班及び民有林 15 林班と国有林岩手南部森林管理署 506、522 林班、民有林 18 林班、国有林岩手南部森林管理署 521、520 林班及び民有林 16 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み豊沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道山根柴林線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

2(1) 名称 石鳥谷町黒森山休猟区

(2) 区域 花巻市内の東北縦貫自動車道と市道大瀬川線との交点を起点とし、起点から東北縦貫自動車道を南東へ進み主要地方道盛岡和賀線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道富沢黒森線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み林道富沢線との交点に至り、同点から同林道を西に進み黒森山山頂に至る山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進み国有林岩手南部森林管理署 602、603、604 及び 606 から 611 林班と国有林岩手南部森林管理署 601、600、598、592、593、588、586、581、580、562、563、565、566、568、569、572、573 及び 574 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み花巻市と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み荒沢林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み葛丸川林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道葛丸線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大瀬川線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

3(1) 名称 北上市北本内休猟区

(2) 区域 北上市地内の北本内川林道と国有林岩手南部森林管理署 1404 林班と国有林岩手南部森林管理署 1405 林班の境界との交点を起点とし、起点から北本内川林道を北に進み桑原林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み国有林岩手南部森林管理署 1418 林班と国有林岩手南部森林管理署 1419 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに北に進み北上市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署 1407 林班と国有林岩手南部森林管理署 1503 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 1406 林班と国有林岩手南部森林管理署 1503 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林岩手南部森林管理署 1406 林班と国有林岩手南部森林管理署 1502 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 1403 林班と国有林岩手南部森林管理署 1406 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 1404 林班と国有林岩手南部森林管理署 1406 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 1404 林班と国有林岩手南部森林管理署 1405 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

4(1) 名称 西和賀町下前休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と旧和賀郡湯田町と旧和賀郡沢内村の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南に進み町道湯本湯田線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道湯田下左草線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに西に進み町道下前小繫沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み広域基幹林道萱峠線との交点に至り、同点から同広域基幹林道を西に進みさらに南西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、

同点から同境界を北西に進み旧和賀郡湯田町と旧和賀郡沢内村の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

5(1) 名称 西和賀町沢内七内川休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道長瀬野線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道小坂桐沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道桐沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道桐沢線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進み国有林岩手南部森林管理署 1060 林班と国有林岩手南部森林管理署 1071 及び 1069 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み旧和賀郡沢内村と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み旧和賀郡沢内村と旧和賀郡湯田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みアオシシ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を北に進み林道と佐内線との交点に至り、同点から同林道を北に進み町道と佐内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道長瀬野線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

6(1) 名称 奥州市江刺区山大畑休猟区

(2) 区域 奥州市地内の主要地方道水沢米里線と市道山本線との交点を起点とし、起点から主要地方道水沢米里線を北西に進み市道中沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに南東に進み市道戸中線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国有林岩手南部森林管理署 13 林班と民有林 132 及び 133 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み奥州市と遠野市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み土壘との交点に至り、同点から土壘を南西に進み山本川左岸に至り、同点から同川左岸を下流に進み市道山本線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

7(1) 名称 奥州市江刺区角川原菅生休猟区

(2) 区域 奥州市地内の主要地方道水沢米里線と一般県道口内伊手線との交点を起点とし、起点から主要地方道水沢米里線を西に進み市道藤里口内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み奥州市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み市道中宿下峠線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道玉里梁川線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道中宿深田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道東部開拓線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに南に進み一般県道口内伊手線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進みさらに東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

8(1) 名称 奥州市江刺区前田山休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道 456 号と市道蒲道沢線との交点を起点とし、起点から国道 456 号を北西に進み国道 397 号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道岩明榭和線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上伊手線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道芦沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道小中田芦沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み民有林 132 班と民有林 133 班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道小迎阿原田原峠線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み民有林 132 班と民有林 133 班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み奥州市江刺区田原と奥州市江刺区伊手の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み一般県道沖田田原線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進みさらに北に進みさらに西に進み市道蒲道沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

9(1) 名称 奥州市衣川区下衣川休猟区

(2) 区域 奥州市地内の主要地方道花巻衣川線と市道徳沢噌味 1 号線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を

南東に進み奥州市と西磐井郡平泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進み市道徳沢噌味3号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道後滝ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大西岩の上線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み一般県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み市道陣場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道沢田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み奥州市衣川区と奥州市前沢区の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道徳沢噌味1号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年10月31日まで

10(1) 名称 奥州市衣川区増沢休猟区

(2) 区域 奥州市地内の主要地方道花巻衣川線と市道北股小学校東線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を北西に進み林道有浦西沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み作業道長塚山線との交点に至り、同点から同作業道を南に進み市道西部横断2号線との交点に至り、同点から同林道を西に進み国有林道沼沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み奥州市衣川区と奥州市胆沢区の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに東に進み市道北股小学校東線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年10月31日まで

11(1) 名称 奥州市衣川区噌味休猟区

(2) 区域 奥州市地内の主要地方道栗駒衣川線と奥州市と西磐井郡平泉町の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道栗駒衣川線を北西に進みさらに東に進み農道噌味中線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道川内噌味線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道徳沢噌味3号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み奥州市と西磐井郡平泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年10月31日まで

12(1) 名称 一関市達古袋休猟区

(2) 区域 一関市地内の一般県道本郷五串線と市道松原広面線との交点を起点とし、起点から一般県道本郷五串線を南東に進み市道萩荘外山線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道平場結渡線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道横道線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道長倉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み更に南東に進み市道平場結渡線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道松原広面線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年10月31日まで

13(1) 名称 舞草休猟区

(2) 区域 一関市地内の主要地方道一関北上線と一般県道薄衣舞川線との交点を起点とし、起点から主要地方道一関北上線を北東に進みさらに北西に進み一関市と西磐井郡平泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み一関市と西磐井郡平泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み町道小堤防測道小島線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道要害荒川線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道沿岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み一般県道相川平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み更に南東に進み市道中里中入1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同主要地方道を南西に進み一般県道薄衣舞川線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み更に北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から一関市相川銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年10月31日まで

14(1) 名称 一関市大東町古小屋休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道343号と一関市と陸前高田市の境界との交点を起点とし、起点から国道343号を南に進みさらに

北西に進み市道当摩線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大原世田米線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一関市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み一関市と陸前高田市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

15(1) 名称 一関市大東町下摺沢休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道 456 号と市道上町堀河ノ沢線との交点を起点とし、起点から国道 456 号を南に進み市道長者線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一関市大東町と一関市千厩町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに北西に進み一関市大東町と一関市東山町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み市道川口沼田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道堀河ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上町堀河ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

16(1) 名称 一関市東山町矢ノ森休猟区

(2) 区域 一関市地内の一般県道前沢東山線と一関市と奥州市と西磐井郡平泉町の境界との交点を起点とし、起点から一般県道前沢東山線を南東に進み市道高金野土線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道長坂東稲前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道山谷矢ノ森線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道福前舞川線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み旧東磐井郡東山町と旧一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み一関市と西磐井郡平泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み一関市と奥州市と西磐井郡平泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

17(1) 名称 一関市田茂木休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道 284 号と岩手県と宮城県の境界との交点を起点とし、起点から国道 284 号を西に進みさらに北西に進み一般県道折壁大原線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一関市室根町と一関市大東町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み一関市と陸前高田市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

18(1) 名称 長倉休猟区

(2) 区域 西磐井郡平泉町地内の東北縦貫自動車道と西磐井郡平泉町と奥州市の境界との交点を起点とし、起点から東北縦貫自動車道を南に進み町道戸河内線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道髭石線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道日向線との交点に至り、同点から同町道を南に進み主要地方道平泉巖美溪線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み町道北沢線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道山線との交点に至り、同点から同町道を西に進み市道山口線との交点に至り、同点から同市道を南に進み西磐井郡平泉町と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み西磐井郡平泉町と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を東へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

19(1) 名称 藤沢町保呂羽休猟区

(2) 区域 東磐井郡藤沢町地内の一般県道藤沢大籠線と一般県道藤沢津谷川線との交点を起点とし、起点から一般県道藤沢大籠線を北西に進み町道海洋センター線との交点に至り、同点から同町道を東に進み林道陣ヶ森線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道陣ヶ森 2 号線との交点に至り、同点から同林道を東に進み町道長羽線との交点に至り、同町道を東に進み林道双子山線との交点に至り、同点から同林道を北に進み東磐井郡藤沢町と一関市千厩町の境界との交点に至り、同境界を南東に進み東磐井郡藤沢町と一関市室根町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み一般県道藤沢津谷川線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

20(1) 名称 遠野市高清水山休猟区

(2) 区域 遠野市地内の国道 396 号と国道 283 号との交点を起点とし、起点から国道 396 号を北西に進み市道横内蓬畑線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道蓬畑東禅寺線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北東に進み市道大萩宿線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道桑原石羽根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道石羽根大袋線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道矢崎荒屋線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道張山石羽根線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道土淵達曾部線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道大工町駒木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上の山石田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高場宮代線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道安居台光興寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道光興寺団地線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道光興寺上の山線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道 283 号との交点に至り、同点から同国道を南西に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで